

第 2 回

開催日時	平成24年6月28日（木）19:00～20:40		
開催場所	茨城町役場 2階 大会議室		
出席者	委 員	小林一裕, 吉岡誠, 石川祐一, 望月昇, 佐藤和彦, 廣戸隆, 中村忍, 和家貴之, 山西正樹, 江幡光陽, 寺山勝衛, 高倉進, 萩谷元男, 坂本孝一, 郡司邦子, 上田明美, 佐藤方彦, 山口美知子, 美野田龍敬, 小貫和通, 海老澤忠 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	0名	
	その他		
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 第1回検討課題の整理</p> <p>2 統合校の名称について</p> <p>3 スクールバスについて</p> <p>4 その他（次回開催等について）</p>		

第2回 茨城町立中学校統合準備委員会 会 議 要 旨

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

議事（1）第1回検討課題の整理

委員長

それでは、議事に入ります。

まず、議事（1）第1回検討課題の整理について、事務局からの説明を求めます。

事務局

第1回目の統合準備委員会において、検討課題とされた3つの事項について、事務局と関係者で

調整・協議してきた結果を報告する。

①統合準備委員会の開催時期や開催回数など今後のスケジュールについて

「統合準備委員会開催等スケジュール（案）」

【平成24年度】

- 7月中旬 第3回 校名（募集方法，選考方法），スクールバス
- 9月下旬 第4回 校名（選考作業），校歌・校章（決定方法），スクールバス
- 10月中旬 第5回 校名（決定），校歌・校章（募集方法，選考方法），スクールバス
- 11月中旬 第6回 校歌・校章（募集方法，選考方法，作詞依頼等），校旗
- 1月下旬 第7回 校歌・校章（選考作業，作詞者等決定）
- 3月上旬 第8回 校歌・校章（選考作業，作詞者等決定），経過報告

【平成25年度】

- 未定 第9回 校歌・校旗完成披露
- 未定 第10回 全体総括

②統合準備委員会と専門部会の権限等について

- ・専門部会は，桜丘中と梅香中の両校長を中心として先生方に一任し，協議・決定を行う。
- ・協議していく中で，統合準備委員会で決定を受けるときと判断した場合は委員会へ諮る。
- ・統合準備委員会の開催時に，それまでの専門部会での協議内容等を報告する。
- ・統合校ということを踏まえ，決定等にあたっては，保護者や地域の方々の意見等を十分に考慮する（校長の独占としない）。

③3つの専門部会の運営方法等について

- ・先生方の3つの専門部会への振り分けは，負担のかからないように配慮して行う。
- ・第1回目の協議を7月上旬に開催し，担当教諭等の振り分け及び部会長・副部会長の選任を行う。また，今後のスケジュール及び専門部会の進め方を協議し，第3回目の統合準備委員会で報告する。
- ・専門部会には事務局も入り，会議の内容を記録する。

委員長

以上で，議事（1）第1回検討課題の整理について，事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明について，質問・意見等はありませんか。

すぐには質問・意見等が出ないようなので，議事を進めていく途中で，気づいた点が出てきた場合には，挙手にて質問・意見等を伺っていきたい。

議事（2）統合校の名称について

委員長

議事（2）統合校の名称について，事務局からの説明を求めます。

事務局

統合校の名称についての協議事項，募集要項（案），校名（案）決定後の流れについて説明する。

①校名（案）の視点について

- ・児童生徒，保護者及び統合準備委員から寄せられた統合校への想い等を踏まえ決定する。
- ・募集要項へ掲載し，校名を考えるうえでの参考とする。
- ・選考基準の1つとする。
- ・教育目標や校訓等の決定に際して参考とする。

②募集期間

*平成24年7月〇〇日～平成24年9月7日（いつから募集開始するのか？）

③応募資格

- ・桜丘中学校・梅香中学校の生徒，保護者及び教職員
 - ・川根小学校・上野合小学校・沼前小学校・駒場小学校の児童，保護者及び教職員
 - ・桜丘中学校・梅香中学校の卒業生（町外在住の方も応募可）
 - ・茨城町内在住，在勤の方
- *全地区ではなく学区内の在住者にするのか，在勤者も含めるのか？

④応募方法

- ・応募は1人1点のみ *複数応募も可とするか？
- ・裏面の応募用紙（コピー可）又は官製はがき，封書，FAX，電子メールで応募。
- ・記載事項
統合中学校の校名
校名を考えた理由・想いなど
応募者の住所，氏名，電話番号 *無記名の場合の取り扱いは？
- ・応募用紙は，学校教育課，生涯学習課（小堤地区学習等供用施設内），ゆうゆう館に置き，町ホームページからもダウンロードできる。

⑤応募先及び問合せ先

- ・持参する場合
町内小中学校，学校教育課，生涯学習課（小堤地区学習等供用施設内），ゆうゆう館に応募箱を設置する。
*町民及び町内在勤者を対象とする前提で，町内の全小中学校としたがどうか？
その他に回収場所は必要ないか？
- ・郵送，FAX，電子メール等での応募先
茨城町教育委員会 学校教育課 再編担当

⑥応募条件について

- ・校名（案）の視点（児童生徒，保護者及び委員の統合校への想い等）にあったふさわしい校名とする。
 - ・漢字又はひらがなを使用する（併用可）。
- *現在使用されている学校名の使用制限（桜丘・梅香）は？

⑦選考方法

- ・集計した結果の中から、各委員に3つ程度校名を選んでもらう。
- ・各委員が選んだ校名をもとに協議を進め、最終的な校名を1つに絞り込む。
- ・応募数が多い名前を校名（案）として決定するものではない。

⑧表彰等

- * 選定された校名の応募者へ表彰をするのか？
- ・複数の応募者がいる場合は、抽選により決定する。
- * 表彰の賞品は？ 賞状と記念品など。

⑨公表

- ・校名の募集結果については、統合準備委員会ニュース等を通じて公表する。
- ・公表は、名称とふりがなのみを掲載する（紙面の関係もあるため、理由等は掲載しない）。
- * 明らかにいたずらに書いたと思われるような校名を掲載するのか？
- * それぞれの校名の票数を掲載するのか？

⑩校名（案）決定後

- ・第1次報告として、教育長へ報告書を提出する。
- ・教育委員会で決定後、町議会へ「茨城町学校設置条例」改正案を提出し、議会の議決をもって正式決定する。

委員長

以上で、議事（2）統合校の名称について、事務局からの説明が終わりました。

スケジュールにあまり余裕がない中で、優先して協議すべき事項は、統合校の名称をどのように決定していくかであり、表彰に関することや公表の方法等については、後から決めれば良い問題である。今日は、校名の募集にあたり、募集要項をどのように作成するべきか、皆様から意見を伺いたい。

まず、募集期間については、いつからいつまでとするのが適当であるか意見を伺いたい。先程、事務局から説明があった募集期間（案）を再度確認したい。

事務局

小中学校の第1学期の終業式が7月20日（金）であるため、そこにあわせて募集要項と応募用紙を配布したい。そして、夏休みが明けてから一週間の間をとった9月7日（金）までを、募集期間として提案したい。

委員長

募集期間（案）は、ただいまの説明のとおりである。なぜ、7月20日（金）から開始するののかといえば、小中学校が夏休みに入ると、各地区における行事等が多くなるため、その期間を利用し、募集要項や応募用紙を配布すれば、広く住民に呼びかける効果が期待できるのではないかという意図があるためである。

委員

募集期間は、小中学校の夏休み期間で良いと思うが、募集要項は、早々に決める必要があると思

う。募集開始が7月20日（金）からという話であるが、それは応募受付をその日から開始するということであり、広く呼びかけるために告知期間を設けることを考えると、今日中に募集要項の概略ができないと、予定通りに募集を開始できないのではないかと。

委員長

ただいま意見があったように、スケジュールに余裕はないので、早めに募集要項は作成しなければならない。

募集期間は、事務局（案）のとおりでよろしいか。

—異議なし—

委員長

次に、応募資格の協議に移るが、皆様から意見等を伺いたい。

町内全地区の住民ではなく、学区内の関係者に限るべきか。また、町内在勤の者に、応募資格を与えるべきか。どこまで応募資格を広げるべきか伺っていきたい。

事務局に確認するが、他市町村における応募資格の範囲は、どのようなになっているのか。

事務局

市町村によって様々である。大洗町では、応募資格者を全町民、町内在勤者及び町出身者としている。城里町では、小学生以上の在住者、または各地区内在勤者としている。さらに、神栖市では、両校の児童、保護者及び通学範囲の行政区在住者としている。県外では、大阪府大東市と東京都中野区において、学区内児童生徒、保護者及び住民としている。

委員長

他市町村における状況は、ただいまの説明のとおりであるが、桜丘中学校と梅香中学校の統合における校名の応募資格は、どのようにすべきであるか考えるか。

委員

学区内に限るのか、町内全域にするのかということであれば、学区内に限って良いと思う。

委員

町立中学校の統合であり、全町民に対象を広げ、多くの意見をもらうべきであるとの考えは分かるが、学区内に限った方が、より真剣な意見をたくさんもらえるのではないかと考える。

委員長

応募資格は、学区内の住民に限るという意見が出たが、他に意見はないか。

委員

卒業生については、学区外に住んでいても応募は可能ということか。

委員

卒業生については、どこに住んでいても応募資格はあると考える。あくまでも、応募資格は参加資格であって、応募を強いるものではないので、資格を与えても良いと考える。

委員

学区外に住所を有していても、応募用紙に、卒業生であることが分かるように記載してもらえれば、応募資格の有無は判断できる。

事務局

卒業生の応募資格については、募集要項（案）の中でも、町外在住の者も応募可能であると明記している。また、応募用紙の中には、学校名を記入する欄があるため、そこに出身校を記載してもらうことで、卒業生であることを判断できると思う。

委員長

意見を集約すると、応募資格は学区内の住民とすることでよろしいか。

－異議なし－

委員長

それでは、応募資格については、学区内の住民ということで決定する。

事務局

在勤者の応募資格はどうするか。

委員

それは、学区内の在勤者のことか。

委員

学区内の住民に対してしか応募資格を与えないのに、他所に在住する学区内の在勤者に対し、資格を与えるのはおかしいでしょう。

委員長

これは、選挙ではないので、単純明瞭なものでよい。

事務局

では、在勤者の応募資格はなしということでよろしいですね。

委員

桜丘中学校と梅香中学校の卒業生に応募資格を与えるとすると、彼らの現況を掌握し、通知するのが難しいのではないか。

事務局

こちらから何か通知を出すわけではない。募集要項を町ホームページや広報誌に掲載するので、家族や知人からの連絡を通じたりして、応募を希望する者は、応募してもらうということである。

委員長

それでは、次に応募方法であるが、これについては、細かなことはあまり決めずに募集をかけた方がよいと思う。

事務局において、最善と考える方法で応募の受付をしてもらえれば構わない。

事務局

応募の意思がある者から、応募受付が可能な態勢を整えておけばよろしいですね。

委員長

では、事務局から示された応募方法（案）を募集要項に記載するというで決定する。これまで、募集期間、応募資格、応募方法の3つについて協議・決定してきたが、事務局から他に提案・協議すべき事項があれば発言をお願いする。

事務局

応募箱の設置場所は、事務局で決めさせてもらってよろしいか。

委員長

細かな検討事項であるため、事務局に任せる。皆様、それでよろしいですね。

委員

募集要項を回覧する時に、一緒に応募用紙を挟んでおけば、効率的に応募用紙を配布できるのではないか。

事務局

そうなると、関係地区内全戸数分の応募用紙を作成する必要がある。また、それを配布する各地区の班長の負担が大きいと思われる。

募集要項は、町広報誌へ掲載し、回覧板で回す予定である。応募用紙については、各小中学校や役場の窓口等に置いて、最寄りの施設で受取り、応募してもらう予定である。

委員長

ただいまの意見については、募集要項を回覧で周知し、応募用紙については、全戸配布はしないということで理解いただきたい。

募集方法については、これまで説明がなされてきたような流れで進めてもらいたい。この他にも、何か気づいた点があれば、会議の中で随時お知らせ願いたい。

委員

校名を募集するにあたって、現在使用されている校名の使用制限など、応募条件を決めておく必要があるのではないか。両中学校は、共に50余年の歴史があり、在校生や卒業生は、現在の校名の一部をどこかに残してほしいという考えは強いと思う。

しかし、思い入れというものは、卒業生など過去の人が抱いているものであり、統合校に入学する子どもたちのことを考えると、それはどうなのかと考える部分がある。したがって、現在の校名の一部を使用しないことを募集要項に明記し、目指す学校像等をあわせて示すことによって、様々な校名が出てくるのではないかと思う。過去の人の思い入れに囚われ過ぎて、「梅香」、「桜丘」に執着することは、これからの子どもたちのためにはならず、良い結果をもたらさないのではないかと考える。

応募条件には、新生中学校の校名募集であるため、現在の校名は使用しないということを明記すべきであると考えます。

委員長

両中学校は、長い歴史があるため、それぞれの校名に対する思い入れはあるだろう。

委員

両中学校の卒業生にとって、母校の名称を残してほしいという思いは強いものである。しかし、統合中学校の将来を考え、良い子どもたちに育ててほしいという願いを込めるためには、現在の名称は残さず、新しい名称を考える必要があると思う。

委員長

では、そうした意図を、募集要項にどのように明記するべきか。

委員

大洗町の募集要項では、磯浜小学校と祝町小学校の名称をそのまま使用することは不可であると明記されている。

委員長

大洗町では、そのように明記しているのですね。

事務局としては、応募条件についてどのように考えているのか。

事務局

関係小中学校の児童生徒及び保護者に対し、校名（案）の視点に関するアンケート調査を実施した。そのアンケートは、校名を募集する意図で実施したわけではなかったが、自由記入方式であったため、校名についても意見が寄せられており、「桜丘」と「梅香」の文字を組み合わせた校名が多数寄せられた。しかし、それでは組み合わせパターンが限定され、校名はある程度決まったものになってしまう。一方、どちらの文字も使用せず、新たな校名を考えるべきであるとの意見も寄せられた。

応募条件には、校名（案）の視点とあわせて、文字の使用制限等についても明記する必要があると考える。

委員長

大洗町の例のように、使用文字の制限等を募集要項に明記するべきではないのか。また、それ以上は明記のしようがないのではないか。

委員

上野合地区は、桜丘中学校と梅香中学校の保護者が混在する地区である。そして、統合中学校の名称に対する意見については割れているのが現状である。今回、校名を決定することが原因で、これから入学する子どもたちが、良い雰囲気の中で学校生活が送れなくなるという状況だけは作りたくない。両中学校の文字が残れば、必ず将来の遺恨となるため、応募条件で規制をかけることによって、未来の子どもたちに対する配慮を行うべきであると考えている。

委員

「桜丘」や「梅香」ではなく、茨城町を愛してくれる子どもたちに育ってくれることが理想である。

委員

校名（案）の視点に関するアンケート結果を見ると、校名として「桜丘中学校」・「梅香小学校」とセットで回答している方がおり、現段階で、小学校の名称まで飛躍して考えてしまっている方が存在するということが現状である。確かに、中学校の統合とその後の小学校の統合を、セットで考えるという視点があってもいいとは思いますが、今回は、あくまでも中学校の統合準備委員会であるため、この意見については省くべきであると考えている。

そうすると、今回の統合中学校の名称の募集において、「桜丘」と「梅香」の文字の使用を制限

するということになれば、その後の小学校の統合時においても、同様な考え方で校名を決定する必要があることを忘れてはならない。

つまり、ここでの決定は、統合中学校の名称のみならず、その後の統合小学校の名称の決め方も左右する重大な決定であるという認識が必要である。

委員長

募集要項の中には、これまで説明があったことを明記しておけば、応募する人にも意図が伝わるのではないかと思う。「桜丘」・「梅香」の文字の使用については不可とし、新たな発想の中で、校名を考えてもらうということによろしいかと思う。

委員

校名には、字名や地名を入れたくないのだが、皆様はどのように考えているのか。

事務局

現在の3つの中学校の名称に、地名は入っていない。今後、明光中学校と統合中学校の2校になる際、地名が入っていない明光中学校とのバランスを考える必要があるかと思う。

委員

公募するにあたり、色々と制限を加え過ぎると意見は出づらくなる。「桜丘」・「梅香」の文字については、使用を不可とすれば良いのであって、募集の結果、例えば、地名の「奥谷」という校名が多数寄せられるのであれば、それは卒業生や地域の意向であると考えべきである。

応募条件で使用制限するのは、現在の両中学校を連想させる「桜丘」・「梅香」の2点のみとし、「桜」や「梅」の文字については、使用をしても良いと思う。

委員長

ただいま意見があったように、公募に際して、制限を加え過ぎると意見は出てこなくなると思う。最小限の制限の中で応募をしてもらい、統合準備委員会において取捨選択しながら、適切に校名(案)を選定すれば良い問題である。

したがって、応募されてくる校名の内容を、この場で心配する必要はなく、まずは、多くの方から応募してもらうということが大前提である。

事務局

これまでの協議内容を確認するが、応募条件については「桜丘」・「梅香」の2点の使用を制限し、両中学校の文字を組み合わせたの応募は、自由であるということによろしいか。

委員

両中学校の文字の組み合わせは良いのか。

委員

両中学校の文字の組み合わせは良いのか、駄目なのかをはっきり決めておく必要がある。

委員長

協議内容を整理するが、現在の校名である「桜丘」・「梅香」のほか、「桜」・「梅」等の文字についても使用を制限する。

その制限の中で、応募をってもらうということで意見をまとめたい。

議事（３）スクールバスについて

委員長

議事（３）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

スクールバスの導入に関する現状について説明する。

①通学距離に関する基準（適正な学校規模の条件）

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条第１項

通学距離が、小学校にあつてはおおむね４km以内、中学校にあつてはおおむね６km以内であること。

②他市町村の状況について（平成２３年５月時点）

茨城県内における公立中学校数は２３２校、そのうちスクールバスを導入しているのは９校（４％）である。

③当町における通学距離について

・現状

桜丘中学校 平均距離 ４．２km ， 最高距離 １０．０km

梅香中学校 平均距離 ３．８km ， 最高距離 ９．０km

光明中学校 平均距離 ４．１km ， 最高距離 １０．０km

・統合後

網掛，宮ヶ崎，海老沢，城之内，南島田，神宿，駒場から統合中学校までの通学距離は、梅香中学校から桜丘中学校までの距離（２．７kmと仮定）を加えて算出。

梅香中学区 平均距離 ５．２km ， 最高距離 １１．７km

統合校全体 平均距離 ４．８km ， 最高距離 １１．７km

④スクールバス導入のメリット・デメリットについて

・メリット

遠距離通学の緩和に役立つ

不審者や交通事故による被害が減少し、安全性が向上する

登下校に係る安全指導の軽減

バスの運行時刻を意識した、規則正しい生活習慣が身につく

・デメリット

始業・終業時間が制約される

停留所から自宅までの距離が長いと、安全確保に向けた保護者負担が増える

体力低下の懸念

運行時間の都合上、放課後活動や学校行事が制約される

遅刻や早退の際、保護者が車で送迎しなければならない

停留所から遠い地域に住む保護者に不満が募る

地域によって乗車時間が異なるため、帰宅時間に差が生じる

委員長

以上で、議事（３）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。

私は、この統合準備委員会が設置される以前に、小中学校適正規模・適正配置検討委員会の委員長をしており、スクールバスの導入等について、教育長からの諮問を受けて答申書を提出した。

そこでの協議において、小学校の統合時には、スクールバスでの送迎は必要であり、小学校の統合における条件として、安全・安心な通学を図るためには、スクールバスの導入が必要であるということを全会一致で認め、答申書を提出した。

同時に、中学校の統合時には、文部科学省が示す基準である通学距離 6 km以上の生徒が出てくることに対応し、統合時の検討課題として扱われるべきであるとして、統合準備委員会における議題にあがっている。

事務局から説明があったように、中学生の場合、スクールバスが導入されると、部活動等が時間的に制約され、中学校教育の本来の目的を達成できなくなることが懸念される。一方、通学上の安全・安心という観点から考えれば、スクールバスを導入しないことに問題はないのかという意見も出された。

そうした経緯があるため、中学校におけるスクールバスの導入については、今すぐに導入の是非を決定すべき問題ではなく、統合準備委員会で今後も検討を重ね、最終的な結論を出せばよいと考える。

スクールバスに関する説明に対して、質問・意見等はありませんか。

委員

桜丘中学校校舎改築検討委員会において、中学校の統合は、スクールバスの導入を前提として話が進められていると聞いていたのだが、統合準備委員会の検討結果によっては、スクールバスが導入されないということもあり得るのか。

委員長

統合準備委員会において、検討・協議を重ねて結論を出したい。

委員

統合準備委員会において、最終決定するわけではないのか。

委員長

統合準備委員会において、最終決定する。

委員長

スクールバスについては、次回以降も協議を継続する。

議事（４）その他（次回開催等について）

委員長

議事（４）その他について、事務局から説明・報告等があればお願いする。

事務局

本日の協議結果の確認であるが、スクールバスの導入については今後も協議を継続する。また、

校名の募集については、本日の協議結果を事務局で整理し、事前に実施した統合校への期待や希望等に関するアンケートの結果を集約し、それを校名（案）の視点として募集要項に掲載する。そして、校名（案）の視点については、次回の統合準備委員会で協議し、決定するという事によろしいですね。

事務局から、3点ほど連絡・相談事項がある。1点目は、次回の統合準備委員会の開催日程についてであるが、7月12日（木）か13日（金）で調整することを考えている。7月20日（金）が小中学校の終業式であるため、それまでには公募に向けた準備を整えたいためである。

委員

学校の保護者会等で募集要項を配布し、募集告知をするという話が初めの頃に出ていたが、そのスケジュールだと保護者会等には間に合わないが、それは仕方がないということによろしいですね。ちなみに、桜丘中学校の保護者会は明日で、沼前小学校は来週なので間に合いません。

事務局

保護者会等の話が出たが、事務局で最低限行っておきたいと考えていることは、募集要項等を終業式の前までに学校へ届け、児童生徒等に配布するという事である。そのため、7月12日（木）、13日（金）の日程を提案した。

委員

募集要項等の用紙ができていなくても、近日中に校名の募集要項等を配布するという情報だけは、先行して告知できますよね。

事務局

各小中学校で、そのように対応してもらえるとありがたい。次回の統合準備委員会の協議で、校名（案）の視点が決まれば、終業式の日までに募集要項等を配布して、公募の段取りが整うと思う。そうした都合があるため、先程説明したような日程で、次回の開催日を調整させてもらいたい。

委員長

ただいま事務局から説明があったが、次回の開催日程は事務局に一任してよろしいか。

—異議なし—

委員長

では、事務局で次回の開催日程を決めてください。

事務局

次回の開催日程は、早々に決めたい。後日、開催の通知をする。次回の会議資料も、開催通知と一緒に配布できるよう努めたい。

連絡・相談事項の2点目は、会議録の確認方法についてである。今回は、事務局で作成した会議録を、委員の皆様へ郵送して確認してもらい、了解後にホームページへ掲載するという対応をとらせてもらった。しかし、それでは時間的な問題があるので、皆様からの賛同を得られれば、今後は、委員長及び副委員長の確認のみで、全体的な了解を得られたものとして取り扱わせてもらいたいという相談である。

委員長

この統合準備委員会は、議会ではないので、委員長及び副委員長が確認して問題がなければ結構でしょう。委員全員の確認を取っていたのでは時間がかかり過ぎてしまう。

皆様にも確認しますが、会議録の確認は、ただいまの説明のように対応していくということでしょうか。

－異議なし－

事務局

以後、そのように対応をさせてもらう。

続いて3点目の連絡・相談事項であるが、校名が決まればその後に校歌の作成へと続くわけであるが、現在のところ事務局では、作詞・作曲の依頼先に対する手立てがありません。そこで、幅広く活動する皆様から、そうした方の情報を提供してもらいたいと考えている。

事務局としては、校名が正式に決定するのを待って、校歌の作成に向けて動き出すのではなく、校名の協議と並行してそれらの作業を進め、必要に応じて予算措置を図りたいと考えている。どんな情報でも構わないので、随時提供してもらいたい。

統合校に対する期待や想いに関するアンケートの実施結果等について少し説明する。今回のアンケートで得られた意見等は「校名」、「理想・期待」、「施設」、「学校運営」の大きく4つの項目に分類し、さらに、小分類として26項目に分けて意見等を集約した。

アンケートの回収状況は、児童生徒が410名／643名（64%）、保護者が152名／643名（24%）であった。

先程から説明しているように、これらの意見は、校名（案）の視点として最終的に集約する。そして、茨城町の教育目標、両校の教育目標、目指す学校の姿や校訓、さらに、桜丘中学校の新校舎基本コンセプトなども踏まえつつ、校名（案）の視点をまとめたいと考えている。

次回の統合準備委員会では、アンケートの意見をより凝縮したものを提示するので、それをもとに校名（案）の視点を協議・決定してもらいたい。

委員長

他に質問・意見はありませんか。

特にないので、本日はこれで終了する。